ア　平成６年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した下記ＡからＣまでの要件を満たす工事の施工実績(以下「同種工事の実績」という。)を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、異工種建設共同企業体の場合の構成員の実績は、協定書により確認できるものに限る。ただし、事業協同組合の構成員の実績は認められない。)。

Ａ　工事種別　建築工事

下記ａからｅまでの要件を満たす新築工事の躯体、外装及び内装を含む建築工事の施工実績を有すること。

ａ　建物用途：⑶⑦エＡａに同じ。

ｂ　構造：鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ｃ　建物規模：延べ床面積30,000㎡以上

ｄ　階数：地上11階以上かつ地下２階以上

ｅ　上記ａからｄまでは同一工事の実績であること。

Ｂ　工事種別　電気設備工事

下記ａからｄまでの要件を満たす新設の電気設備工事の施工実績を有すること。

ａ　建物用途：⑶⑦エＢａに同じ。

ｂ　建物規模：延べ床面積30,000㎡以上

ｃ　階数：地上11階以上

ｄ　工事種目：電灯設備、火災報知設備

（ただし、工事種目は電灯設備と火災報知設備が、別々の電気設備工事の実績であっても良いが、それぞれａからｃまでは同一工事の実績であること。）

Ｃ　工事種別　暖冷房衛生設備工事

下記ａからｄまでの要件を満たす新設の暖冷房衛生設備工事の施工実績を有すること。

ａ　建物用途：⑶⑦エＣａに同じ。

ｂ　建物規模：延べ床面積30,000㎡以上

ｃ　階数：地上11階以上

ｄ　工事種目：空気調和設備、給排水設備

（ただし、工事種目は空気調和設備と給排水設備が、別々の暖冷房衛生設備工事の実績であっても良いが、それぞれａからｃまでは同一工事の実績であること。）

イ　経常建設共同企業体においては、当該経常建設共同企業体の構成員のうち１社は同種工事の実績を有し、その他経常建設共同企業体の構成員（以下「その他構成員」という。)は平成６年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した下記ＡからＣまでの要件を満たす工事の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。)を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、異工種建設共同企業体の場合の構成員の実績は、協定書により確認できるものに限る。ただし、事業協同組合の構成員の実績は認められない。)。

Ａ　工事種別　建築工事

下記ａからｅまでの要件を満たす新築工事の躯体、外装及び内装を含む建築工事の施工実績を有すること。

ａ　建物用途：⑶⑦エＡａに同じ。

ｂ　構造：鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ｃ　建物規模：延べ床面積15,000㎡以上

ｄ　階数：地上５階以上

ｅ　上記ａからｄまでは同一工事の実績であること。

Ｂ　工事種別　電気設備工事

下記ａからｅまでの要件を満たす新設の電気設備工事の施工実績を有すること。

ａ　建物用途：⑶⑦エＢａに同じ。

ｂ　建物規模：延べ床面積15,000㎡以上

ｃ　階数：地上５階以上

ｄ　工事種目：電灯設備又は火災報知設備

ｅ　上記ａからｄまでは同一工事の実績であること。

Ｃ　工事種別　暖冷房衛生設備工事

下記ａからｅまでの要件を満たす新設の暖冷房衛生設備工事の施工実績を有すること。

ａ　建物用途：⑶⑦エＣａに同じ。

ｂ　建物規模：延べ床面積15,000㎡以上

ｃ　階数：地上５階以上

ｄ　工事種目：空気調和設備又は給排水設備

ｅ　上記ａからｄまでは同一工事の実績であること。

ウ　複数の建設企業が上記アのＡからＣまでの工事種別ごとに分担する場合は、各々分担する工事種別について「同種工事の実績」を有すること。また、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事で工事種目を分割して工事を分担する場合は、それぞれ分割する工事種目毎に「同種工事の実績」を有すること。

エ　複数の建設企業が同一工事種別の工事を共同して行う場合は、１社が「同種工事の実績」を有し、その他の建設企業は「その他構成員の実績」を有すること。

⑤　次のアからウまでの工事種別毎（電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事で工事種目を分割して工事を分担する場合は工事種目毎）に、それぞれの要件を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事、又はそのいずれかを含む建築一式工事として行う場合においては下記アに示す要件を満たす監理技術者又は主任技術者を専任で配置できるとともに、建築工事はアの要件及び電気設備工事が含まれる場合はイの要件、暖冷房衛生設備工事が含まれる場合はウの要件を満たす技術者（当該工事の管理を行う。)をそれぞれ配置できることとする。ただし、建築工事で配置される技術者は、監理技術者又は主任技術者と兼ねることができる。

第一次審査資料提出時点において、配置予定の監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないものとするが、いずれの候補者についても下記の要件を満たしていなければならない。

ア　工事種別　建築工事

Ａ　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお､「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

ａ　一級建築士の免許を有する者

ｂ　国土交通大臣若しくは建設大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者

Ｂ　平成６年４月１日以降に元請として完成・引渡しが完了した下記ａからｅまでの要件を満たす新築の躯体、外装及び内装を含む建築工事を施工した経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、異工種建設共同企業体の場合の構成員の実績は、協定書により確認できるものに限る。ただし、事業協同組合の構成員の実績は認められない。)。

ただし、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事、又はそのいずれかを含む建築一式工事として行う場合、監理技術者又は主任技術者にあっては、当該設備工事を含む建築一式工事を施工した経験を有すること。

また、平成８年４月１日以降に完成した国土交通省大臣官房官庁営繕部（旧建設大臣官房官庁営繕部を含む。)又は各地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。)に係る施工実績にあっては、工事成績評定が65点未満のものを除く。

ａ　建物用途：⑶⑦エＡａに同じ。

ｂ　構造：鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

ｃ　建物規模：延べ床面積15,000㎡以上

ｄ　階数：地上５階以上

ｅ　上記ａからｄまでは同一工事の実績であること。